本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二三八号）（国土交通省）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第三九号）の施行期日は、平成二六年八月一日とすることとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三九号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

1　居住誘導区域を定めない区域は、農用地区域、保安林の区域等都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とすることとした。（第二二条関係）

2　都市計画の決定等の提案をすることができる特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件は、二〇戸以上とすることとした。（第二三条関係）

3　居住誘導区域外において届出の対象となる開発行為は、三戸以上の住宅の建築の用に供する目的で行うもの又はその規模が〇・一ヘクタール以上のものとすることとした。（第二四条関係）

4　居住誘導区域外において届出の対象とならない軽易な行為その他の行為は、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為等とすることとした。（第二五条関係）

5　居住誘導区域外において届出の対象とならない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とすることとした。（第二六条関係）

6　居住調整地域に係る開発許可の対象となる特定開発行為は、三戸以上の住宅の建築の用に供する目的で行うもの又はその規模が〇・一ヘクタール以上のものとすることとした。（第二七条関係）

7　民間誘導施設等整備事業計画の認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模は、誘導施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業にあっては五〇〇平方メートル以上、誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業にあっては〇・一ヘクタール以上とすることとした。（第三一条関係）

8　誘導施設等整備事業支援業務に係る公益的施設は、医療施設、福祉施設等とすることとした。（第三二条関係）

9　都市機能誘導区域外において届出の対象とならない軽易な行為その他の行為は、誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為等とすることとした。（第三三条関係）

10　都市機能誘導区域外において届出の対象とならない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とすることとした。（第三四条関係）

二　建築基準法施行令の一部改正関係

特定用途誘導地区内における既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の、建築物の高さ制限の緩和について定めることとした。（第一三七条の一二関係）

三　都市計画法施行令の一部改正関係

特別区の存する区域において都が定める都市計画に、居住調整地域及び特定用途誘導地区に関する都市計画を追加することとした。（第四六条関係）

四　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、都市再生特別措置法の規定による居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における建築等の届出義務並びに建築基準法の規定による特定用途誘導地区内における建築物の高さの制限等を追加することとした。（第三条関係）

五　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において行われる事業について、民間都市機構の支援対象事業の規模要件を緩和することとした。（第二条関係）

2　認定誘導事業について、民間都市機構の支援対象事業の地域要件を緩和し、三大都市で施行されるものを対象に含めることとした。（第三条関係）

六　この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年八月一日）から施行することとした。

◇中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四〇号）（経済産業省）

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第三〇号）附則第一条に掲げる規定の施行期日は、平成二六年七月三日とすることとした。

◇中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二四一号）（経済産業省）

中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第三〇号。以下「改正法」という。）による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとした。

㈠　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

㈡　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

㈢　道路法施行令第一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

2　安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準

法第四一条第一項第三号の政令で定める基準は、第五条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとした。

㈠　自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令第一〇条第三項本文、第一〇条の二第二項又は第一一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三〇条第三項の条例で定める幅員であること。

㈡　広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

二　その他関係政令の一部改正関係

その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（第二条～第五条及び附則第二項関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二六年七月三日）から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第二四二号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二六年法律第七一号）の施行期日は、平成二六年一二月一日とすることとした。ただし、同法第四条の規定は、この政令の公布の日から施行することとした。

◇電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四三号）（経済産業省）

電気事業法の一部を改正する法律（平成二五年法律第七四号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。